



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

| 令和 8 年 7 月 2 9 日（水） 岐阜県発表資料 |        |     |                                                  |
|-----------------------------|--------|-----|--------------------------------------------------|
| 担当課                         | 担当係    | 担当者 | 電話番号                                             |
| 障害福祉課                       | 事業所指導係 | 奥田  | 内線 3490<br>直通 058-272-8302<br>F A X 058-278-2643 |

## 障害児通所支援事業者の行政処分について

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）に基づき、下記事業者が運営する事業所の指定の取消処分を本日付けで行いました。

### 記

#### 1 事業者等の概要

（1）事業者名等 株式会社 S P R E A D（スプレッド）代表取締役：<sup>すずき</sup>鈴木 <sup>あきら</sup>明  
土岐市泉町久尻 6 1 8－5 ササキビル A 棟 5 F

#### （2）事業所名等

ア 名 称 N e o R i s e（ネオライズ）  
イ 所 在 地 土岐市泉岩畑町 3－3 3  
ウ 事業種別 放課後等デイサービス  
エ 定 員 1 0 名  
オ 指定年月日 令和 7 年 9 月 1 日

#### 2 処分内容

法第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定の取消し

【処分通知日】令和 8 年 7 月 2 9 日

【指定取消日】令和 8 年 7 月 2 9 日

【根 拠】法 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項第 6 号（障害児通所給付費の請求に関する不正）及び第 9 号（不正の手段による指定）

#### 3 処分理由

事業者は、令和 7 年 7 月 2 8 日付けで県へ提出した障害児通所支援指定申請書に、県条例に定める人員配置基準を満たすことが不可能であることが明らかであった者の名義を使用した勤務体制一覧等を添付して提出し、不正に指定を受けた。

また、事業を開始した同年 9 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 0 日までの間、人員配置基準を満たしていないにもかかわらず、利用者を受け入れ、障害児通所給付費（以下「給付費」という。）を不正に請求し、受領した。

なお、本処分に伴い、指定日以降に受領した給付費（計 14, 624, 742 円（概算））を 6 市（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び可児市）へ返還するよう求める。

## 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

### （障害児通所給付費）

第二十一条の五の二 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給は、次に掲げる障害児通所支援に関して次条及び第二十一条の五の四の規定により支給する給付とする。

#### 二 放課後等デイサービス

第二十一条の五の三 市町村は、通所給付決定保護者が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）について、障害児通所給付費を支給する。

### （指定の取消し等）

第二十一条の五の二十四 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

六 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

九 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第二十一条の五の三第一項の指定を受けたとき。

## 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

（平成 24 年条例第 82 号）

### （従業者の員数）

第六十七条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 十までのもの 二以上

ロ 十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

5 第一項第一号の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤の者でなければならない。